
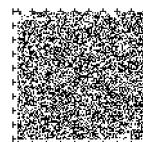


第6期台東区障害福祉計画

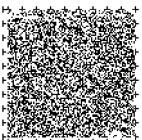
(令和3年度～令和5年度)
(概要版)

令和3年3月
 台東区



【目次】

- ◇1. 計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ◇2. 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ◇3. 障害者施策推進の課題と取り組み・・・・・・・・・・ 4
- ◇4. 数値目標【成果目標】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6



1 計画の策定にあたって



○ 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法で定める「市町村障害者計画」及び障害者総合支援法で定める「市町村障害福祉計画」（第6期）、児童福祉法で定める「市町村障害児福祉計画」（第2期）に相当し、これらを一体的なものとして策定します。

また、本計画は、「台東区基本構想」、「台東区長期総合計画」を踏まえるとともに、「行政計画」等の諸計画と調和・連携する計画とします。

○ 計画策定の期間

計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

○ 「成果目標」と「活動指標」

本計画では、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」として、サービス等を計画的に提供するため、数値目標と見込量を設定しています。

□ 成果目標

本計画において成果目標とは、ある目的がどの程度達成されたかを測るものとし、国においても、障害福祉サービス等の提供体制確保の一環として、基本指針の中で、基本理念等を踏まえて国全体で達成すべき数値目標（成果目標）を設定しており、自治体に対しそれぞれの成果目標を設定するよう示しています。

□ 活動指標

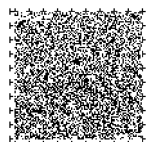
本計画において活動指標とは、成果目標の実現に向けて実施する活動の内容とします。国は、障害福祉サービス等の提供体制確保に関する成果目標等を達成するために必要なサービス提供量等の見込みを定め、その確保状況の進捗を定期的に分析・評価するよう求めています。

○ 計画の策定体制

本区では、障害福祉の施策推進のための組織として、台東区障害者福祉施策推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置し、広く区民や関係者等から意見を聴取しています。推進協議会は、福祉・保健・医療・教育・就労の各分野の専門家や障害者団体、障害者及びその家族、地域住民により構成されており、本計画の策定にあたっては、推進協議会での議論を中心に策定を進めました。

また、多岐にわたる障害者分野の課題を検討するため、推進協議会の作業部会として、「当事者検討チーム」と「庁内検討会」を設置するとともに、「台東区障害者地域自立支援協議会」からも意見を聴取しています。

加えて、推進協議会への公募委員としての参画や、令和元年度に障害者実態調査、令和2年度に本計画案に対するパブリックコメントを実施するなど、地域の方々からのご意見を伺いながら、検討・審議を行いました。



2

計画の体系



[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向性]

誰もが人格と個性を尊重し合いながら、住み慣れた地域で、
共にいきいきと暮らせる社会の実現

I 心のバリアフリーと権利擁護の推進

- 1 障害への理解及び差別解消の推進
- 2 障害者の意思疎通の促進
- 3 誰もが平等に参加できる社会の推進

II 地域生活支援の充実

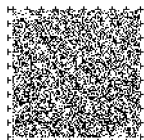
- 4 相談支援の充実
- 5 障害者や家族を支える多様なサービス提供体制の整備
- 6 福祉人材の育成・充実
- 7 防災・安全・バリアフリーのまちづくり

III 障害児支援の充実

- 8 成長段階に応じた一貫した支援
- 9 発達障害児の支援体制の強化
- 10 重症心身障害児及び医療的ケア児への支援の充実

IV 自立や生きがいに結びつく就労支援の充実

- 11 就労の場と機会の充実



[施策]

- 【1】 障害への理解及び差別解消の推進
- 【2】 虐待防止・養護者への支援の実施
- 【3】 権利擁護の取り組み

- 【1】 手話言語の理解と利用の促進
- 【2】 多様な意思疎通手段の理解と利用の促進

- 【1】 地域福祉の推進
- 【2】 障害者団体自主活動支援、文化活動支援
- 【3】 障害者スポーツの推進

- 【1】 相談支援体制の充実
- 【2】 地域自立支援協議会の運営
- 【3】 地域生活支援体制の充実
- 【4】 住宅相談等の支援
- 【5】 ピアサポートの実施

- 【1】 障害者への在宅支援
- 【2】 居住環境の整備
- 【3】 日中活動の場の整備
- 【4】 障害者の高齢化への対応
- 【5】 リハビリテーションの実施

- 【1】 ヘルパーの養成
- 【2】 手話通訳者の養成
- 【3】 サービスを担う人材の確保・資質向上
- 【4】 福祉ボランティアの育成・活動支援

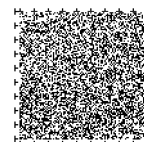
- 【1】 防災・防犯対策の推進
- 【2】 感染症対策の推進
- 【3】 公共施設等のバリアフリー化の充実

- 【1】 障害の早期発見
- 【2】 年齢に応じた支援の推進【乳幼児期】
- 【3】 年齢に応じた支援の推進【学齢期】
- 【4】 年齢に応じた支援の推進【学校卒業までの支援】
- 【5】 乳幼児期から成人期までの一貫した支援
- 【6】 障害児の日中活動の場の充実

- 【1】 早期発見体制の推進
- 【2】 相談・支援体制の充実
- 【3】 継続支援体制の強化
- 【4】 普及・啓発の促進

- 【1】 重症心身障害児及び医療的ケア児への支援の充実

- 【1】 安心してチャレンジできる体制の整備
- 【2】 就労意欲促進の取り組み
- 【3】 地域のネットワークによる支援
- 【4】 福祉的就労をしている障害者への支援
- 【5】 一般就労を継続できる支援体制の推進



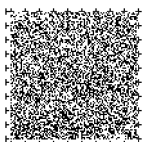
3

障害者施策推進の課題と取り組み

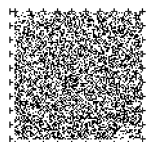


本計画の主な取り組みについて、新規・充実事業を中心に掲載しています。

施策の方向性	主な取り組み
1. 障害への理解及び差別解消の推進	●障害者差別解消法の周知・啓発 障害者差別解消法の周知・啓発の実施
2. 障害者の意思疎通の促進	●区議会における手話対応【新規】 聴覚障害者等のうち、議会の傍聴を希望する方に対し、手話通訳者を配置。
3. 誰もが平等に参加できる社会の推進	●障害者アーツの推進 誰もが文化・芸術活動に親しむ機会の提供。
4. 相談支援の充実	●基幹相談支援センターの充実 基幹相談支援センターの機能を強化するためスーパーバイザーの活用等を検討。 ●計画相談支援事業所への支援【新規】 利用者にきめ細かな対応ができるよう、体制強化に取り組む計画相談支援事業所への支援を図る。 ●地域生活支援拠点の機能の充実 ショートステイの整備や相談機能の充実等により、拠点を構成する各機能を充実。
5. 障害者や家族を支える多様なサービス提供体制の整備	●ショートステイ（短期入所）の整備【新規】 グループホームの整備や区有施設の活用検討の中で、ショートステイの整備を検討。 ●重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業の充実 利用者のニーズをふまえ、訪問看護師の派遣可能時間等の拡充を検討。 ●身体障害者グループホーム等の整備 助成制度や区有施設の活用により、身体障害者グループホームの整備を推進。 ●学校卒業後の夕方支援の検討【新規】 福祉作業所や生活介護施設等の活動終了後、夕方の時間帯において支援が必要な障害者の居場所づくりについて、実施手法を検討。 ●共生型サービスの推進【新規】 制度の周知とともに、令和6年度開設予定の（仮称）竜泉二丁目福祉施設での共生型サービス（ショートステイ）の提供に向けて、整備を推進。
6. 福祉人材の育成・充実	●人材育成・確保に向けた取り組みの推進 介護職等就職フェアを実施するとともに、区内事業所の人材確保に対する取り組みへの支援を図る。



施策の方向性	主な取り組み
7. 防災・安全・バリアフリーのまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ●避難行動要支援者対策の推進 避難行動要支援者名簿登録者への支援を行う避難支援者や避難所までの避難方法等を定めた個別支援計画の作成を推進。 ●在宅避難対策の推進【新規】 在宅避難を行う上で必要となる地域との連携や避難物資等の提供の伝達方法など、在宅避難を支える仕組みづくりを検討。 ●入所施設等新規利用者へのPCR検査【新規】 区内入所系サービスにおける新型コロナウイルス感染を防ぐため、新規入所者を対象にPCR検査を実施。 ●感染症対策の推進【新規】 事業者が行う感染症対策用品の備蓄等への支援。 ●在宅要介護者等受入体制整備【新規】 在宅で障害者等を介護する家族等が新型コロナウイルスに罹患した場合に、罹患した家族が安心して療養に専念できる環境を整備。
8. 成長段階に応じた一貫した支援	<ul style="list-style-type: none"> ●（仮称）北上野二丁目福祉施設の整備【新規】 松が谷福祉会館の機能の充実に加え、子供・若者に関する様々な相談に対応できる相談窓口や、児童発達支援センターの設置、困難を有する若者の相談・支援を推進。
9. 発達障害児の支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障害児（者）の総合的な相談支援 ライフステージに応じた一貫した相談支援を行うため関係機関との連携を図る。
10. 重症心身障害児及び医療的ケア児への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●重症心身障害児等を支援する通所事業所の確保 助成制度の活用により、重症心身障害児等を対象とする児童通所支援事業所の確保を図る。
11. 就労の場と機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉作業所等工賃向上支援 都や他区市町村と連携して受注促進を行うとともに、共同受注に対応できる作業場兼倉庫を引き続き確保。また、自主製品の高付加価値化などの支援を実施。



4

数値目標【成果目標】



(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

目 標 値		設定の考え方
令和5年度末の施設入所者数	131人	令和元年度末時点(138人)から4.4%以上削減(7人)
令和5年度末までの地域生活移行者数	8人	令和元年度末の施設入所者(138人)の5.7%以上が、施設からグループホーム等へ地域移行

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

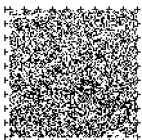
目 標 値	
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を活用し、協議を行う	年1回

(3) 地域生活支援拠点等の整備

目 標 値	
令和5年度末までに地域生活支援拠点を設置	1箇所(設置済)
地域生活支援拠点の運用状況についての検証・検討	年1回

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

目 標 値		設定の考え方
令和5年度における障害者就労支援室登録者の年間一般就労移行者数	30人	令和元年度の年間一般就労移行者数 28人
令和5年度における就労移行支援事業利用者の一般就労移行率	45%	令和元年度の就労移行支援事業利用者の一般就労移行率 35%
令和5年度における就労定着支援事業利用者数	16人	令和元年度の就労定着支援事業利用者数 14人
令和5年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上となる事業所の割合	70%	過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち、前年度末時点の就労定着者数の割合を就労定着率とする



(5) 障害児支援の提供体制の整備等

目 標 値

令和5年度末までに児童発達支援センターの整備を検討する

令和5年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保する

令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する

(6) 相談支援体制の充実・強化等

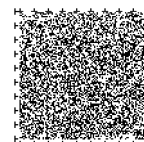
目 標 値

相談支援体制の充実・強化等に向けた取組を推進する

(7) 障害福祉サービス等の質の向上

目 標 値

障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組を推進する



第6期台東区障害福祉計画（令和3年度～令和5年度）
（概要版）
（令和2年度登録11号）

編集・発行	台東区 福祉部 障害福祉課 健康部 保健予防課
〒110-8615	東京都台東区東上野4-5-6
電 話	03-5246-1111（代表）

※この冊子は、再生紙を使用しています。

